

仕様書

子ども若者はぐくみ局児童福祉センター総務課
(担当 萬治、荻原 電話 950-0731)

件名	京都市児童福祉センターにおける内視鏡洗浄消毒器の購入
契約期間	契約の日の翌日から令和8年3月31日まで
契約条件	<p>1 調達物件</p> <p>(1) 品名及び型式</p> <p>第一医科株式会社製 卓上内視鏡洗浄消毒器</p> <p>品 名：E F EWD</p> <p>クラス分類：管理医療機器、特定保守管理医療機器</p> <p>承認・認証・届出：304AFBZX00027000</p> <p>JMDNコード：35628000</p> <p>(2) 本器には稼働に必要な以下の消耗品（各1）が含まれていること。</p> <ul style="list-style-type: none">・チューブポンプ用チューブ・洗浄剤用ボトルキャップ・専用洗浄剤タンク・チャンバーセット・シリンドー <p>(3) 既設の給水管に分岐水栓を取り付け、本器の稼働に必要な水道蛇口（止水弁付き）を設置すること。</p> <p>(4) 搬入、設置及び作動確認に伴う費用を含むこと。</p> <p>2 数量</p> <p>1式</p> <p>3 納品先（設置場所）</p> <p>京都市児童福祉センター診療所（耳鼻科診察室）</p> <p>京都市中京区壬生東高田町1番地の20 COCO・てらす2階</p> <p>4 納入条件</p> <p>(1) 納入する機器について初期不良がないことを事前に確認すること。また、納入検査確認後、1年以内に通常の使用により故障した場合は、交換又は無償修理に応じること。</p> <p>なお、交換又は修理に要する日数については、事前に本市と協議し、許可を得ること。</p> <p>(2) 納入日時は、本市の担当者（以下「担当者」という。）と事前に調整し、営業時間内（平日午前9時～午後5時）の間に実施すること。</p> <p>(3) 機器の設置にあたっては、担当者の指示に従って設置場所に搬入し、据付等の作</p>

業を終えること。また、担当者の立会いのもとで、動作確認を行うこと。

- (4) 止水弁付き水道蛇口の設置に当たっては、設置箇所及び方法については担当者と打ち合わせのうえ、実施すること。
- (5) 納入の際に、万が一、本市の建物又は施設等を破損した場合は、担当者に報告のうえ、速やかに補修を行うこと。また、補修に係る費用をすべて負担すること。

5 その他

- (1) 機器設定等の作業において知り得た情報等を外部に漏らさないこと。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、京都市契約事務規則によるほか、本市の指示によるものとする。

注 本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。